

## 軽減税率制度の実施に向けた業界団体の皆様へのご協力のおお願いについて

平成 30 年 5 月

農林水産省経営局総務課調整室

### 1 軽減税率制度の実施に向けた各事業者の計画的な準備への支援について

各事業者が業態ごとの取引慣行を踏まえ、現在、請求書等や帳簿の記載内容、請求書等のルートがどうなっているのか、また、受発注システムを導入しているのであれば、その状況も踏まえ、よく実態を把握した上で、軽減税率制度の実施に伴い、改善が必要なところを明確にすることが大事です。さらには、平成 35 年（2023 年）10 月に予定されているインボイス制度の導入をも見越してどのように対応するか、行程表を作成する必要があります。業界団体の皆様には、傘下の会員事業者に対して行程表を作成し、計画的に準備を行うよう働きかけをよろしくお願ひします。

### 2 事業者向け説明会の開催要請等について

軽減税率制度を事業者の皆様にも正しく理解していただくことが大事であります。これまでも業界団体が主催する説明会の開催をお願ひし、ご要望により軽減税率制度や事業者支援措置に関する説明講師の派遣調整をさせていただいております。本日のインボイス制度の内容を含めて、引き続きご検討をお願ひします。

また、各業界団体の総会や研修会等など、事業者の皆様が参加される会議等においても団体からの要望により説明講師の派遣調整しておりますので、併せてよろしくお願ひします。

### 3 税務署等が開催する説明会の日程の周知について

税務署等が開催する説明会の日程については、国税庁のHPで公開しておりますので、お近くで開催される説明会にも参加される事業者もおられると思いますので、このことの周知をお願ひします。

<参考>

消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧【国税庁】

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>

### 4 相談窓口のご案内について

業界団体及び傘下会員事業者の皆様から軽減税率制度の実施に向けて各種の相談があると思います。国の相談窓口を設置して具体的な照会にも対応することとしております。相談窓口をご紹介しますようお願ひします。

[国の相談窓口]

- 軽減税率制度の内容に関する相談【国税庁】
  - ・ 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）  
0570-030-456（ナビダイヤル）  
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
  - ・ 最寄り（又は所轄）の税務署（電話相談センター）  
※音声ガイダンスに沿って「3」を選択  
（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝除く）
- レジ導入・システム改修等の支援に関する相談  
軽減税率対策補助金事務局コールセンター【軽減税率対策補助金事務局】  
0570-081-222（ナビダイヤル）  
03-6627-1317（IP電話用）  
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
- 消費税の転嫁等に関する相談や軽減税率制度の概要に関する問い合わせ  
消費税価格転嫁等総合相談センター【内閣府】  
0570-200-123（ナビダイヤル）  
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
- 農林水産省の相談窓口  
本省及び地方農政局等に相談窓口を設置しております。（別紙のとおり）

5 広報紙等への掲載について

業界団体が発行する広報紙等において、軽減税率制度等の周知記事の掲載が可能であれば、できるだけ掲載させていただければと思いますのでご協力をお願いします。

6 ポスターの掲示について

国税庁で軽減税率制度に関するポスターを作成し、周知を図ることを予定しておりますので、事業者の目につく場所への掲示についてご協力をお願いします。（7月中旬以降を予定）

※ 消費税の軽減税率制度の実施に向けて事業者がしっかりと準備に取り組めるよう様々な手法で周知を図っていきたいと思いますのでご協力よろしくをお願いします。

## 農林水産省 消費税の転嫁等相談窓口一覧

<農林水産省本省>

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

代表番号:03-3502-8111

(受付時間: 祝祭日を除く月曜日から金曜日の9時30分から18時15分)

相談内容	担当部局	電話番号	メールアドレス
農業に関すること	経営局 総務課調整室	内 線:5110	syouhizei_tenka@maff.go.jp
食品産業に関すること	食料産業局 企画課	内 線:4137	syouhizei_syokusan@maff.go.jp
林業、木材・木製品製造業 に関すること	林野庁 企画課	内 線:6064	syouhizei_rinya@maff.go.jp
水産業に関すること	水産庁 水産経営課	内 線:6594	syouhizei_suisan@maff.go.jp

<地方農政局等> (受付時間: 祝祭日を除く月曜日から金曜日の9時30時から17時)

	相談窓口	連絡先
北海道農政事務所	企画調整室	011-330-8801
東北農政局	企画調整室	022-263-0564
関東農政局	企画調整室	048-740-0465
北陸農政局	企画調整室	076-232-4206
東海農政局	企画調整室	052-223-4610
近畿農政局	企画調整室	075-414-9036
中国四国農政局	企画調整室	086-224-9400
九州農政局	企画調整室	096-300-6003

(参考)

【平成 30 年 2 月に団体所管課を通じて発出した文書】

平成 30 年 2 月 日

農林水産関係団体 各位  
(※地方協議会 未参加団体用)

農 林 水 産 省  
国 税 庁  
中 小 企 業 庁

消費税の軽減税率制度の広報・周知等へのご協力をお願い  
(協力依頼)

平素から、農林水産行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されることに伴い、関係府省庁が連携して軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を推進しているところです。

軽減税率制度は、飲食料品等を取り扱う事業者の方だけでなく、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者の方に関係いたしますので、会員事業者の皆様が円滑に準備を進めて頂くことは、ひいては貴団体のご発展にも資するものと存じます。

つきましては、下記の説明会等の開催へのご協力及び周知・広報施策等につきまして、貴団体の格別のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、このことについて、傘下団体に周知いただき、周知していただきましたら、その旨、3 月 2 日までに下記の連絡先にご連絡をお願いいたします。

また、貴団体におかれては、下記 1. (2) の(別紙 4)「総会等開催予定一覧表」について、傘下団体の総会等の日程などを取りまとめいただき、3 月 23 日までに下記 1. (1) の連絡先へ提出をお願いいたします。

## 記

### 1. 説明会等の開催へのご協力

#### (1) 各団体主催の説明会の開催へのご協力

貴団体及び貴団体傘下の各団体におかれては、別紙 1「消費税軽減税率制度等説明会の開催要領」により、事業者の皆様(会員のみでも可)に対する各団体主催の説明会の開催をご検討いただきますよう、お願いいたします。

説明会の開催に当たり、貴団体のご要望に基づき、軽減税率制度や事業者支援措置に関する説明講師を派遣させていただきます。

なお、貴団体が説明会を主催する場合は、本省の団体所管課(下記連絡先)へ別紙 1 次葉「講師派遣申込書」により、お申込みいただきますようお願いいたします。

[連絡先] 〒100-8950 (※関係団体所管課の担当者)  
東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1  
農林水産省〇〇局〇〇課 担当 〇〇 電話 03-  
電子メール：  
FAX : 03-

また、傘下団体におかれては、別紙2「軽減税率制度に係る説明会の講師派遣依頼先一覧」に都道府県ごとの担当部署が記載されておりますので、こちらにご連絡ください。

[参考]

- ・ 軽減税率制度実施協議会（事務局：各都道府県商工会連合会）  
広報・周知や説明会の開催等を効果的に実施していくため、中小企業団体や業種団体と国・都道府県を含めた行政機関等が参加する「消費税軽減税率制度実施協議会」を都道府県単位で組織し、消費税の軽減税率制度や中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する必要な情報の共有を図っています。
- ・ 都道府県商工会連合会（中小企業庁）  
[http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/ken\\_shokokai.html](http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/ken_shokokai.html)
- ・ 消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）説明会への講師派遣（中小企業庁）  
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171117zeiritu.htm>

(2) 各団体の総会等における説明へのご協力

国税庁、国税局及び税務署では、事業者団体及びその傘下の各団体の総会や研修会など、事業者の皆様が参加される会議（以下「総会等」という。）においても、団体からのご要望に基づき、職員を派遣し、軽減税率制度の説明（30分程度が望ましいですが、そうでなくとも結構です）を行わせていただきます。

つきましては、貴団体及び貴団体傘下の各団体（都道府県単位や支部単位）の総会等の日程、連絡先、講師派遣のご要望の有無につきまして、別紙4「総会等開催予定一覧表」により、上記（1）の連絡先宛にご回答いただきますよう、併せてお願いいたします。

また、説明後、制度理解等に関するアンケートにご協力いただくこともありますので、ご理解方お願いいたします。

なお、講師派遣のご要望をいただかなかった団体に対しても、国税局又は税務署から、総会等での説明に関するご協力やご検討のお願いに何うこともありますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

2. 説明会の開催日程及び相談窓口の案内へのご協力

貴団体及び傘下の各団体におかれては、会員事業者の皆様に対して、税務署等が開催する説明会の日程〔参考1〕の周知にご協力をお願いいたします。また、傘下の各団体及び会員事業者の皆様から各種の相談等がある場合には、国の相談窓口〔参考2〕をご紹介いただきますよう、お願いいたします。

[参考1：説明会の日程]

- 消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧【国税庁】  
<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>

(国税庁のホームページは平成30年3月末に改定を予定しており、改定後は特設サイトのアドレスが変更される可能性があることにご注意ください。)

※変更後のアドレス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>

[参考2：国の相談窓口]

- 軽減税率制度の内容に関する相談【国税庁】
  - ・ 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）  
0570-030-456（ナビダイヤル）  
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
  - ・ 最寄り（又は所轄）の税務署（電話相談センター）  
※音声ガイダンスに沿って「3」を選択  
（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝除く）
- レジ導入・システム改修等の支援に関する相談  
軽減税率対策補助金事務局コールセンター【軽減税率対策補助金事務局】  
0570-081-222（ナビダイヤル）  
03-6627-1317（IP電話用）  
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
- 消費税の転嫁等に関する相談や軽減税率制度の概要に関する問い合わせ  
消費税価格転嫁等総合相談センター【内閣府】  
0570-200-123（ナビダイヤル）  
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

3. 会員事業者に対する周知・広報施策へのご協力

(1) インターネットを通じた広報へのご協力

貴団体ホームページにおいて、国のホームページ特設サイトへのリンク・バナーの掲載にご協力をお願いいたします。

[軽減税率制度関係の政府ホームページ特設サイト]

- ・ 特集-消費税の軽減税率制度（政府広報オンライン）  
[https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen\\_zeiritsu/index.html](https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/index.html)
- ・ 消費税の軽減税率制度について（国税庁）  
<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>  
（国税庁のホームページは平成30年3月に改定を予定しており、改訂後は当ページのアドレスが変更される可能性があることにご注意ください。）  
※変更後のアドレス  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>
- ・ 軽減税率対策補助金（軽減税率対策補助金事務局）  
<http://kzt-hojo.jp/>

(2) 会員事業者に対する広報資料配布へのご協力

軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する

る周知・広報のため、傘下の各団体及び事業者の皆様に対して、関係府省庁が作成した各種パンフレット等の広報資料の配布にご協力をお願いいたします。

[参考]

- ・ 国税庁作成リーフレット「平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます」（別添資料）  
国税庁ホームページ（国税庁）  
<https://www.nta.go.jp/>

4. その他

軽減税率制度の円滑な実施に向け、事業者の皆様の制度理解等が進んでいることを検証するため、上記1・2の説明会においてアンケートを実施させていただく場合があります。当該アンケートの実施に当たりましては、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

## 消費税軽減税率制度等説明会の開催要領

### 説明会を主催いただきたい団体

- ◇ 貴団体
- ◇ 貴団体の傘下団体（地域ブロックや都道府県単位の連合会、支部など）
  - ※ 市町村単位の傘下団体が多数ある場合には、郡部や税務署管轄区域などの単位で開催いただいても差支えありません。
- ◇ 複数の異なる団体が共同で説明会を開催されても差支えありません。
- ◇ 上記の団体が、他の行政機関（所管省庁（地方支分部局）又は税務署）と共催で説明会を開催されても差支えありません。（ただし、行政機関との共催の場合は、団体に属していない一般の事業者の方もご参加いただけるよう、ご配慮をお願いいたします。）

### 説明会で周知・広報いただきたい内容

- ◇ 消費税軽減税率制度の概要
- ◇ 制度実施に伴って日々の業務（売買取引や経理処理）で対応が必要となる事項、帳簿・請求書等の記載方法、消費税の申告の仕方
- ◇ 軽減税率が適用される飲食料品の取扱いがない事業者や免税事業者でも対応が必要となる事項
- ◇ 中小企業・小規模事業者等を対象とする軽減税率制度対策補助金 など

### 説明会の開催時期・回数

- ◇ 各単位団体において、平成29年4月から平成31年（2019年）9月までの間に1回以上の開催をお願いいたします。
- ◇ 飲食料品を取り扱う業種団体におかれては、上記期間内に、①基本的な制度、②実務的な内容（製造・卸売・小売等業態に応じた対応など）のそれぞれについて、各1回以上の開催をお勧めします（レジ改修やシステム修正に準備期間を要しますので、なるべく早期の開催をお願いいたします。）
- ◇ 説明者は、国税庁等の職員のほか、団体の顧問税理士など専門知識のある方でも構いません。



### 講師派遣のお申込み

- ◇ 貴団体が説明会を主催する場合は、本省の団体所管課（下記連絡先）へ次葉「講師派遣申込書」により、お申込みいただきますようお願いいたします。

[連絡先] 〒100-8950 （※関係団体所管課の担当者）  
東京都千代田区霞ヶ関1-2-1  
農林水産省〇〇局〇〇課 担当 〇〇 電話 03-  
電子メール：  
FAX：03-

- ◇ 傘下団体におかれては、別紙2「軽減税率制度に係る説明会の講師派遣依頼先一覧」に都道府県ごとの担当部署が記載されておりますので、こちらにご連絡ください。

### ご留意いただきたい事項

- ◇ 国税庁（国税局・税務署を含む）では、事業者団体の総会や研修会など、会員事業者の皆様が参加される会議等につきましても、団体のご要望や日程に応じて、職員を派遣し、軽減税率制度の説明をいたしております。  
貴団体において上記の説明会の開催が難しい場合は、この総会等での説明をご利用いただく方法もありますので、是非ご検討いただきますようお願いいたします。
- ◇ 説明会の開催、総会等での説明のいずれも難しい場合は、税務署等が開催する説明会に、会員事業者の皆様をご案内いただくことも可能ですので、その場合は、説明会を開催する税務署を所管する国税局消費税課（沖縄国税事務所間税課）（別紙2）にご相談いただきますようお願いいたします。
- ◇ 説明会を開催された団体（講師派遣の申込みをされた団体を除きます）におかれては、お手数ですが、上記連絡先まで開催実績を別紙3によりご連絡をお願いいたします。

- 軽減税率制度  
 事業者支援措置

講師派遣申込書

申込日			
開催団体名			
担当部署名 又は 担当者名			連絡先
説明会の概要			
開催日		開催時間	
開催場所	(都道府県)	(市区町村)	(地番、建物名、部屋番号等)
説明会の名称			
参加人数(名)	名程度		
当日の時間割			
共催要望の有無	<input type="checkbox"/> 要望あり (地方支分部局名: ) (税務署名: )		
備考			
回答日		説明担当者	

※お手数ですが、太枠内の項目につきましてご記入願います。

【記載例】

- 軽減税率制度  
 事業者支援措置

## 講師派遣申込書

申込日	2018/4/1		
開催団体名	〇〇会		
担当部署名 又は 担当者名	〇〇組合事務局〇〇課〇〇		連絡先
			00-0000-0000
説明会の概要			
開催日	2018/4/15	開催時間	13:00～14:00
開催場所	(都道府県) 東京都	(市区町村) 千代田区	(地番、建物名、部屋番号等) 霞ヶ関〇-〇-〇 〇〇 □□会館(大会議室)
説明会の名称	〇〇セミナー		
参加人数(名)	30 名程度		
当日の時間割	12:30 開場 13:00 開会 13:05 説明 13:45 質疑応答 13:55 連絡事項 14:00 閉会		
共催要望の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 要望あり (地方支分部局名: 〇〇局 ) <input type="checkbox"/> 要望なし (税務署名: )		
備考	・〇〇局に会場の提供を依頼したい ・適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)を重点的に説明してほしい など		
回答日		説明担当者	

※お手数ですが、太枠内の項目につきましてご記入願います。

## 別紙2

## 軽減税率制度に係る説明会の講師派遣依頼先一覧

都道府県	国税局 担当部署	連絡先
北海道	札幌国税局 消費税課 軽減税率制度係	(011) 231-5011 (内線4250)
青森県・岩手県・宮城県 ・秋田県・山形県・福島県	仙台国税局 消費税課 軽減税率制度係	(022) 263-1111 (代表電話(※))
茨城県・栃木県・群馬県 ・埼玉県・新潟県・長野県	関東信越国税局 消費税課 軽減税率制度係	(048) 600-3111 (内線2497)
千葉県・東京都 ・神奈川県・山梨県	東京国税局 消費税課 軽減税率制度係	(03) 3542-2111 (内線3094・3095)
静岡県・愛知県 ・岐阜県・三重県	名古屋国税局 消費税課 軽減税率制度係	(052) 951-3511 (内線5250)
富山県・石川県・福井県	金沢国税局 消費税課 軽減税率制度係	(076) 231-2131 (内線2416)
滋賀県・京都府・大阪府 ・兵庫県・奈良県・和歌山県	大阪国税局 消費税課 軽減税率制度係	(06) 6941-5331 (内線4362)
鳥取県・島根県・岡山県 ・広島県・山口県	広島国税局 消費税課 軽減税率制度係	(082) 221-9211 (内線3760)
徳島県・香川県 ・愛媛県・高知県	高松国税局 消費税課 軽減税率制度係	(087) 831-3111 (内線409)
福岡県・佐賀県・長崎県	福岡国税局 消費税課 軽減税率制度係	(092) 411-0031 (内線4212)
熊本県・大分県 ・宮崎県・鹿児島県	熊本国税局 消費税課 軽減税率制度係	(096) 354-6171 (内線6331)
沖縄県	沖縄国税事務所 間税課 軽減税率制度係	(098) 867-3601 (内線443)

(※ 代表電話にお問合わせの上、担当部署をお尋ねください。)

- 軽減税率制度  
 事業者支援措置

説明会実績報告書

(税務署等が講師派遣を行わない説明会に限る)

開催団体名			
担当部署名 又は 担当者名			連絡先
説明会の概要			
開催日		開催時間	
開催場所	(都道府県)	(市区町村)	(地番、建物名、部屋番号等)
説明会の名称			
参加人数(名)	名		
軽減税率 制度の説明	説明者の氏名 及びご職業		
	説明時間(分)		
	使用資料		
	アンケートの有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
事業者支援 措置の説明	説明者の氏名 及びご職業		
	説明時間(分)		
	使用資料		
	アンケートの有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
備考			
回答日		説明担当者	

※お手数ですが、太枠内の項目につきましてご記入願います。

総会等開催予定一覧表（平成30年3月～平成31年6月）

団体名 (都道府県・支部レベルの傘下団体を含む)	総会等(理事会、総理等実務担当者研修等)の開催予定				ご連絡先(電話番号)	担当部署名 又は 担当者名	総務職員の派遣 要望の有無(注)
	所在地	総会等	月日	開始・終了時刻			
(例)〇〇連合会	東京都	総会	30.6.中旬	13:00～15:00	〇〇会館 第〇会議室	総務部〇〇課 担当者名	有
(例)〇〇連合会 〇〇県支部	〇〇県	未定				総務部〇〇課	

(注1) 中央団体、県連組織等傘下団体も含めて、全ての会員について記載願います。(但し、会員が企業の場合は除く。)  
(注2) 総務職員の派遣説明のご要望が当たらない場合や総会等の開催予定が未定の場合も、記載願います。